

福岡市町内会活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、町内会が主体的に行う取組みを支援し、住民の自治意識の醸成と地域コミュニティの基盤強化を目的として交付するものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金を交付する対象となる団体は、福岡市内の町内会とし、複数団体が合同で事業を実施する場合も対象とする。

2 本要綱において「町内会」とは、町内会、自治会のほか、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第260条の2第1項に定める認可を受けている団体をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内会が実施する次の各号に掲げる事業のうち、住民に周知して実施するものとする。

- (1) 活動や運営に係る情報発信に関する事業
- (2) 地域防災力の向上に資する事業
- (3) 安全・安心な地域づくりに資する事業
- (4) 未加入者への加入促進に資する事業
- (5) 住民同士の交流促進に資する事業
- (6) その他地域の活性化や課題解決につながる事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 市の他の補助金の交付や現物の支給の対象となる事業。ただし、別事業とみなしうる場合は、この限りでない
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (6) 資機材や物品の購入だけで目的を達成できる事業

(補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、別表に掲げる経費及び補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費については、補助対象外とする。

(補助金の内容)

第6条 補助対象経費に対する補助金の額は、次の表に掲げる補助率及び補助金の限度額により算定した額とする。

補助率	1団体の 限度額	2団体合同の 限度額	3団体以上合同の 限度額
2分の1以内	50,000円	100,000円	150,000円

2 第4条第1項各号で定める事業に対する補助金は、1団体につき、1年度内に、1事業に限り交付することができるものとする。

3 第1項で定める補助金の額は、次の各号に掲げる事業については、次の表に掲げる補助率及び補助金の限度額により算定した額とする。

- (1) 第4条第1項第1号で定める事業のうち、地域活動に関心の低い住民が関心を持つよう、内容や手法に工夫をこらしたもの
- (2) 第4条第1項第2号で定める事業のうち、これまで実施したことのない新たな取り組みが含まれているもの

補助率	1団体の 限度額	2団体合同の 限度額	3団体以上合同の 限度額
5分の4以内	100,000円	200,000円	300,000円

4 前項各号で定める事業に対する補助金は、1団体につき、各1回に限り交付することができるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、町内会活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 申請団体の規約及び役員名簿
- (4) 補助金申請の前年度の申請団体の決算書
- (5) その他区長が必要と認める書類

(暴力団の排除)

第7条の2 区長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 区長は、申請団体の代表者（以下、「代表者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 区長は補助事業を行う者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、代表者に対し当該代表者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、第7条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、町内会活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を当該申請団体に交付するものとする。

2 区長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助対象事業の変更)

第9条 補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町内会活動支援事業補助金交付変更申請書(様式第3号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更(軽微の変更を除く。)をする
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了しない

(代表者の変更)

第9条の2 補助団体は、代表者を変更したときは補助金代表者変更届(様式第3号の1)を、速やかに区長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第10条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(実績報告)

第11条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに町内会活動支援事業実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 補助対象事業の経過又は成果を証する書類等区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを町内会活動支援事業実績調査確認書(様式第5号)をもって調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体に町内会活動支援事業補助金確定通知書(様式第6号)をもって通知しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の有効期限は、令和7年3月31日までとする。ただし、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の有効期限は、令和7年3月31日までとする。ただし、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の有効期限は、令和11年3月31日までとする。ただし、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

別表 補助対象外経費

経費区分	内容
人件費	補助対象団体の役員等の役職に対する手当
団体の経常的な運営費	事務室の賃借料、コピー機のリース料等
活動内容自体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査などの活動の中心となる部分の委託
食糧費	団体役員・スタッフの打ち上げ・懇親会等。 ただし、酒類代を除く事業実施のため必要な、昼食代、弁当代、茶菓代は補助対象とし、限度額を設定する。 ・昼食代・弁当代 1人1,500円以内 ・茶菓代 1人200円以内

(様式第 1 号)

町内会活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 区 長

住 所

団体名

代表者職・氏名^{フリガナ}

生年月日

年度町内会活動支援事業補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の申請額
- 3 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支計画書
 - (3) 申請団体の規約
 - (4) 申請団体の役員名簿
 - (5) 補助金申請の前年度の申請団体の決算書

申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は、補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

(様式第 1 号の 1)

事業計画書

団体名		区	校区・地区
町内会活動支援事業補助金の補助対象となる事業	事業の名称		
	対象事業 ※該当する事業に チェックを入れて ください。	☐ ①活動や運営に係る情報発信に関する事業 (☐ ①-1 地域活動に関心の低い住民が活動に関心を持つよう、内容や手法に工夫を凝らしたもの) ☐ ②地域防災力の向上に資する事業 (☐ ②-1 これまでに実施したことのない、新たな取組みが含まれているもの) ☐ ③安全・安心な地域づくりに資する事業 ☐ ④未加入者への加入促進に資する事業 ☐ ⑤住民同士の交流促進に資する事業 ☐ ⑥その他地域の活性化や課題解決につながる事業	
	事業の周知方法	☐ 事業実施にかかるチラシ ☐ 自治会・町内会の広報紙(自治会だより など) ☐ ホームページや SNS ☐ 年間事業計画書 ☐ その他()	
	事業の内容	(①-1)に該当する場合は、地域活動に関心のない住民にも関心を持ってもらえる内容や手法の工夫、(②-1)に該当する場合は、これまでにない新たな取組みについても記載してください。	
	事業の実施期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()	
	参加見込み人数 ※②③⑤⑥	人	
	対象見込み人数 ※④	人	
担当者・連絡先	フリガナ 氏 名		
	電話番号		

(様式第 1 号の 2)

事業収支計画書

事業名

団体名

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
補助金(交付申請額)		
自主財源		
その他の収入		
総 額		

2 支出の部

(単位：円)

区分	内訳	予算額	備考
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
	小計		
総 額			

(様式第 2 号)

町内会活動支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

区 長

年 月 日付をもって申請のあった町内会活動支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助決定金額
- 3 補助金交付予定時期
- 4 補助条件
 - (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（区長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 14 日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市町内会活動支援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

(様式第3号)

町内会活動支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日

(あて先) 区 長

住 所

団体名

代表者職・氏名^{フリガナ}

年 月 日付第 号で交付決定の通知を受けた補助金について交付
の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の交付変更申請額
 - (1) 変更申請額
 - (2) 既交付決定額
 - (3) 変更増減額
- 3 変更理由
- 4 関係書類
 - (1) 事業計画書(変更後)
 - (2) 事業収支計画書(変更後)

(様式第 3 号の 1)

町内会活動支援事業補助金代表者変更届

年 月 日

(あて先) 区 長

住 所

団体名

代表者職・氏名^{フリガナ}

生年月日

年 月 日付で当団体の代表者を下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

新	役 職 名	
	住 所	
	氏 名	
旧	役 職 名	
	住 所	
	氏 名	

代表者は、本件届出にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、代表者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は、補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

(様式第 4 号)

町内会活動支援事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 区 長

住 所

団体名

代表者職・氏名^{フリガナ}

年 月 日付第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施状況
 - (1) 事業実施状況報告書及び成果を証する書類等
 - (2) 事業収支計算書
- 4 補助金の交付決定額と精算額
 - (1) 補助金の交付決定額
 - (2) 補助金の精算額

(様式第4号の1)

事業実施状況報告書

団体名		区	校区・地区
町内会活動支援事業補助金の補助対象となる事業	事業の名称		
	対象事業 ※該当する事業に チェックを入れて ください。	☐ ①活動や運営に係る情報発信に関する事業 (☐ ①-1 地域活動に関心の低い住民が活動に関心を持つよう、内容や手法に工夫を凝らしたもの) ☐ ②地域防災力の向上に資する事業 (☐ ②-1 これまでに実施したことのない、新たな取組みが含まれているもの) ☐ ③安全・安心な地域づくりに資する事業 ☐ ④未加入者への加入促進に資する事業 ☐ ⑤住民同士の交流促進に資する事業 ☐ ⑥その他地域の活性化や課題解決につながる事業	
	事業の周知方法	☐ 事業実施にかかるチラシ ☐ 自治会・町内会の広報紙(自治会だより など) ☐ ホームページや SNS ☐ 年間事業計画書 ☐ その他()	
	事業の内容	(①-1に該当する場合は、地域活動に関心のない住民にも関心を持ってもらえる内容や手法の工夫、②-1に該当する場合は、これまでにない新たな取組みについても記載してください。)	
	事業の実施期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()	
	参加人数 ※②③⑤⑥	人	
	対象人数 ※④	人	
担当者・連絡先	フリガナ 氏 名	(事業計画書から変更がない場合は、記載不要)	
	電話番号		

※事業実施を証する書類として、広報チラシや写真等を添付すること。

※町内広報紙やSNS、HP等で事業の実施報告をしている場合は、広報紙の添付や該当URLの記載をもって、本報告書と内容の重複する部分の記載を省略することができます。

(様式第 4 号の 2)

事業収支計算書

事業名

団体名

1 収入の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
補助金		
自主財源		
その他の収入		
総 額		

2 支出の部

(単位：円)

区分	内訳	決算額	備考
補助対象経費			
小計			
補助対象外経費			
小計			
総 額			

(様式第 5 号)

町内会活動支援事業実績調査確認書

年 月 日

確認者 所 属

職 名

氏 名

(※)

(※) 確認者が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付町内会活動支援事業実績報告書について調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記の事項について相違がありました。

記

(様式第 6 号)

町内会活動支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

区 長

年 月 日付町内会活動支援事業実績報告書により、同事業補助金の額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助確定金額
- 3 補助条件 福岡市補助金交付規則及び福岡市町内会活動支援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること